



工業用水の受水圧力の低下に伴うご契約者様における今後の対応について(お願い)

当企業団の長期的な施設整備について定めた「工業用水道事業施設整備マスタープラン」において、バイパス配水管の整備を下表のとおり計画しています(整備計画とこれまでの経緯は別紙をご覧ください)。バイパス配水管完成後は配水圧力を下げて配水するため、一部の受水事業所様において利用が困難になる可能性があります。このため、次により対応をお願いいたします。

令和 11 (2029) 年までに、「配水管末」において、大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例で定める圧力 49kPa で利用できるよう受水施設の整備等のご対応をお願いいたします。

(対応例) 高所での直接受水の解消、加圧ポンプの設置等

※ブースターポンプを設置する場合は、事前に企業長の許可を受ける必要がありますのでご注意ください。

なお、圧力を下げて配水しても全ての受水事業所様が確実に受水できることを確認するため、令和 12 (2030) 年(バイパス配水管運用開始の概ね 5 年前)を目途に表中「(II) 圧力低下確認試験」を実施させていただき予定としておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

年度(予定)	H29 (2017)	~	R2 H32 (2020)	~	R11 H41 (2029)	R12 H42頃 (2030)	~	R16 H46 (2034)	R17 H47 (2035)
受水事業所様			(I) 受水施設の整備等の対応 対応例: 高所での直接受水の解消 加圧ポンプの設置等 配水圧力*1: 概ね現状の圧力			(II) 圧力低下確認試験 試験期間: 3か月程度 配水圧力*1: 100kPa程度低下 (試験中のみ)			配水圧力*1 100kPa程度低下
企業団	計画概要等を説明				翌年の試験概要を説明				バイパス配水管 運用開始
管工事 バイパス配水管 (新家~大泉)	準備		着手		工事中				完成

※1) 企業団圧力監視ポイントにおける配水圧力であり、平成28年度の圧力低下確認試験の開始前の圧力(約350kPa)を基準とした場合です。

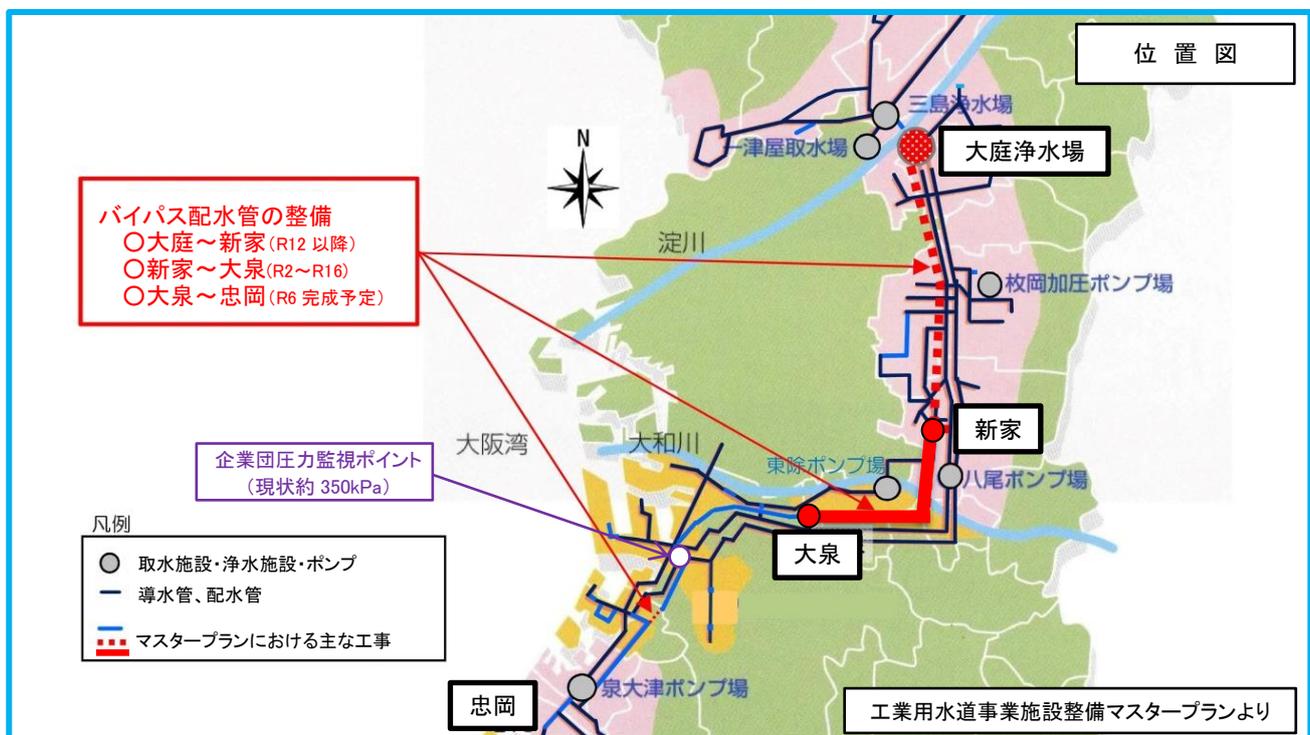
なお、受水事業所様の受水点において企業団の給水条例で定めている水圧基準である49kPaを下回ることはありません。

バイパス配水管の整備計画とこれまでの経緯について

1. バイパス配水管の整備計画について

当企業団では、下図のとおり主要幹線である大庭浄水場～忠岡間に『バイパス配水管』を整備し、幹線の管路更新時に必要となる代替能力を確保する計画としています。

整備にあたっては、将来の水需要の減少を考慮し、管の口径を小さくするとともに、配水圧力を下げることによって費用を抑制する計画です。これに伴い、バイパス配水管（新家～大泉の区間）の運用開始時（令和 17 年（2035 年）頃）から配水圧力を現状よりも概ね 100kPa 下げて配水する予定です。



2. これまでの経緯について

バイパス配水管の整備に先立ち、平成 28 年 9 月 5 日から 10 月 3 日までの間で圧力低下確認試験を実施させて頂きました。その結果、一部の受水事業所様において、当企業団の条例で定めた配水管末の水圧基準の 49kPa よりも高い配水圧力であっても利用が困難な施設配置（高所での直接受水）となっていることが判明し、本試験を中断しました。